

栃木県

TOCHIGI FIRE-FIGHTING EQUIPMENT SECURITY ASSOCIATION NEWS

消防設備保安協会報

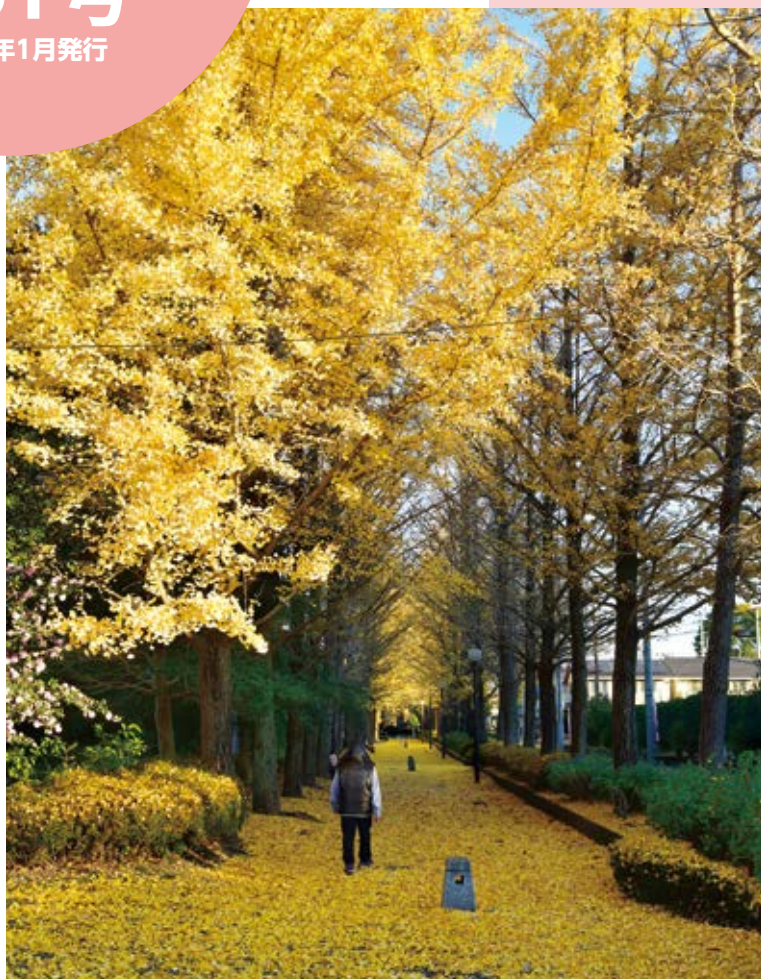
第61号

平成31年1月発行

発行

一般財団法人
〒320-0032

栃木県消防設備保安協会 理事長 芦澤 伸
宇都宮市昭和1丁目2番16号(栃木県自治会館内)
TEL: 028-625-4611 FAX: 028-625-4614



宇都宮駅東公園

目次

- 新年のご挨拶 理事長 2
- 新年のご挨拶 栃木県知事 3
- 新年のご挨拶 (一財)日本消防設備安全センター理事長 4
- 表彰・防災関連情報 5
- 点検済表示登録会員紹介 6
- 消防設備業等関係者実務研修会 7
- 消防設備士日程・点検済表示登録新規会員紹介・
会員情報 8
- 協会からのお知らせ 9
- 消防用設備等に係る執務資料 10
- 避難器具(緩降機)の使用時における
安全管理の徹底について 14



新年のご挨拶



一般財団法人栃木県消防設備保安協会

理事長 芦澤 伸

新年あけましておめでとうございます。

平成31年の輝かしい新春を迎え、会員の皆様に謹んで新年のお喜びを申し上げます。

また、日頃から当協会に対しまして、ご支援、ご協力をいただきまして、心より厚く御礼申し上げます。

さて、昨年の出来事を振り返りますと、地震や記録的豪雨、台風そして猛暑と、いろいろな災害が起きました。6月には大阪北部地震、7月には西日本を中心とした豪雨により200名以上の方がお亡くなりになり、多数の住家被害ありました。9月には北海道胆振東部地震により死者41名、住家被害約1万棟の被害が出ました。7月には多摩テクノロジービルディング建設現場火災により死者5名の被害がでました。12月に北海道札幌市爆発事故により多くの負傷者が出ました。そして、7月下旬から、猛暑が続き佐野市で39.2℃、熊谷市で国内最高気温となる41.1℃の気温が観測され大変熱い夏となりました。

なお、3年前の糸魚川市火災を契機に、昨年消防法施行令の一部改正により、飲食店等の消火器具設置基準の見直しが行われました。このような中、消防設備機器の設置、維持及び点検管理などを通じて生命や財産を火災などから守るという役割・活動は益々重要なものとなってきておりますので、関係業界との一層の連携を密にしていきたいと思っております。

今年10月には消費税が10%になる予定です。景気にどう影響するか不透明な部分もありますが、皆様と共に頑張っていきたいと思えます。

今年は「平成」としての新年が最後となります。そして「十二支」締めくくりの干支である「亥」になります。

今後とも、会員の皆様と力を合わせて協会の維持発展に努めて参りますので、ご支援・ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

結びに、今年の干支の「亥」ですが、勇気と無病息災の意味があり、今年一年、会員の皆様にとりまして、本年がより良い年でありますように心からお祈り申し上げまして、新年のご挨拶といたします。

平成31年 新年のご挨拶



栃木県知事

福田 富一

皆様、あけましておめでとうございます。

一般財団法人栃木県消防設備保安協会の会員の皆様におかれましては、平素から各種消防用設備等の適正な点検業務の推進、火災予防に係る安全思想の普及など、「安全安心な地域社会」の実現に向けて多大な貢献をされていることに対し、深く敬意を表しますとともに心から感謝申し上げます。

昨年を振り返りますと、1月15日を「いちご王国・栃木の日」と宣言し、戦略的なプロモーションを展開するとともに、オールとちぎで「本物の出会い 栃木」デスティネーションキャンペーン（ＤＣ）に取り組んだほか、夏には関西圏等における情報発信拠点として大阪センターを開所するなど、とちぎの魅力・実力を広く国内外にアピールして参りました。

さて、今年は、栃木県版まち・ひと・しごと創生総合戦略「とちぎ創生15戦略」が最終年度を迎えることから、戦略の総仕上げを行うとともに、4年目となる栃木県重点戦略「とちぎ元気発信プラン」に掲げる各プロジェクトの更なる推進を図ることとし、「①とちぎの未来創生に向けた施策の推進」、「②安全・安心なとちぎづくり」、「③東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会、国民体育大会『いちご一会とちぎ国体』と全国障害者スポーツ大会『いちご一会とちぎ大会』に向けた着実な取組」の3点を重点事項として取り組み、本県の将来像である「人も地域も真に輝く 魅力あふれる元気な“とちぎ”」づくりを一層進めて参ります。

具体的取組として、子どもから若い世代、そして高齢者に至るまですべての世代にとって安全で安心なとちぎづくりを目指し、多発する災害から県民の生命や財産を守るべく防災・危機管理体制に万全を期すほか、誰もが安心して子どもを生み育てることができる環境の整備を推進して参ります。

さらに、来年には、東京2020大会が開催されますので、事前キャンプの誘致や聖火リレー、とちぎ版文化プログラムの推進などを通じ、更なる機運を醸成していくとともに、増加する訪日外国人を本県へ呼び込むため、インバウンドの取組を強化するほか、本県の魅力・実力を戦略的に発信することにより、とちぎブランドの確立を図って参ります。加えて、その2年後に本県で開催するいちご一会とちぎ国体等の成功に向け、競技施設の整備を推進するとともに、競技力の向上に努めて参ります。

こうした取組を着実に進めることで、活力と魅力あふれる“とちぎ”をつくり、県民の皆様一人ひとりが、とちぎに暮らしていてよかったと思うとともに、ふるさと“とちぎ”に愛着と誇りを持っていただけるよう、全身全霊を傾けて取り組んで参りますので、今後とも、地域社会の安全確保のため、引き続き御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、貴協会のますますの御発展と、本年が会員の皆様にとって素晴らしい年となりますことを祈念申し上げます。新年のごあいさつといたします。

新春のご挨拶



一般財団法人日本消防設備安全センター

理事長 門 山 泰 明

2019年の新春を迎え、皆様に謹んでご挨拶を申し上げます。

当センターは、1975年の創立以来、消防機関や関係業界の皆様から多大なご支援とご指導を賜わり、逐次業務の拡充を図って参りました。

消防設備点検資格者等の消防技術者を養成するための各種講習や消防防災用設備機器の認定・性能評定、消防防災情報通信システムの調査・設計・施工監理、消防防災に関する国際協力及び調査研究、違反是正支援事業、各種出版物の刊行等、多岐にわたる業務を、都道府県消防設備協会及び消防防災事業団体等とも緊密に連携して実施しております。

引き続き、各事業のさらなる充実を図りますとともに、時代変化に的確に対応した積極的な事業展開に努めて参りますので、皆様の一層のご支援、ご理解をお願い申し上げます。

さて、近年は自然災害が多発しており、昨年も大型台風や記録的豪雨による土砂災害・河川の氾濫といった被害に加え、北海道胆振東部地震、大阪府北部を震源とする地震や、草津白根山の噴火など、被害は全国各地に及んでおります。さらに、消防防災を取り巻く最近の動きを見ますと、記憶に新しい札幌市下宿火災や多摩市建築中ビル火災のほか、一昨年2月の埼玉県三芳町大規模倉庫火災など、さまざまな火災が発生しています。また、2016年12月糸魚川市における強風下の密集市街地火災を契機として、昨年、消防法施行令の一部が改正され、飲食店等の消火器具設置基準の見直しが行われました。

こうした多様な火災・災害に対応していくことが求められる状況を踏まえ、当センターといたしましては、消防機関をはじめ関係機関とも連携し、火災はもとより南海トラフ地震をはじめ、発生が懸念される様々な自然災害等に対応した大規模防火対象物における自衛消防組織の充実強化や、複雑・多様化した建物等における安全の確保に向けて、当センターの役割を積極的に果たしていきたいと考えております。

本年も格別のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、皆様のご多幸とご発展を心からご祈念申し上げ、新年のご挨拶といたします。

消防庁長官表彰・(一財)日本消防設備安全センター 理事長表彰

受賞された渡邊氏、青木氏、和田氏、市川氏（左から）

昨年11月1日（木）明治記念館（東京都港区元赤坂）において、消防庁及び一般財団法人日本消防設備安全センター主催の平成30年度消防設備関係功労者等表彰式が行われました。

本県からは次の4名の方がめでたく受賞されました。心よりお慶び申し上げますとともに今後のますますのご活躍をお祈念申し上げます。

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| ○ 消防庁長官表彰 | 和田 均 氏（和田工業 株式会社） |
| ○ 消防設備保守関係者表彰 | 市川 明 氏（株式会社 市川電機） |
| ○ 〃 | 渡邊 圭一 氏（合資会社 渡辺商店） |
| ○ 優良事業所表彰 | 株式会社 青木商会 |

防 災 関 連 情 報**栃木県・鹿沼市主催の総合防災訓練に参加（平成30年9月2日（日）開催）**

協会ブース



訓練風景

平成30年度栃木県総合防災訓練は、昨年9月2日に鹿沼市栗野総合運動公園において開催されました。

訓練は県南西部にマグニチュード7.3の直下型地震が発生し、鹿沼市を中心に家屋が倒壊し、公共施設やライフラインに甚大な被害が発生したとの想定で実施されました。福田富一栃木県知事を始め住民や警察、消防など訓練は参加人数1,400人、一般来場者3,600人が参加されました。

当協会も展示ブースを設置し、住宅用火災報知器の設置促進や広報宣伝を行い、多くの見学者が訪れて関心を寄せていました。

点検済表示登録会員紹介

1) 紹介者氏名

代表取締役 阿波 保雄

●ひとこと

常に防災意識を高め安全安心を提供し、また音楽ホールでは地域社会に貢献出来るように日々努力をしております。

2) 会社概要

会 社 名 栃木防災株式会社
Natural hall (音楽ホール)

住 所 宇都宮市上戸祭町60-1
TEL 028-622-5481
FAX 028-627-5127

表示登録番号 09-1-030

従 業 員 数 12名

取 得 資 格 消防設備士甲種第1類・2類・3類・4類・5類
消防設備士乙種第6類・7類
電気工事第1種・2種
危険取扱者乙4類・ボイラー技士2級



3) 点検業務の取り組み方

防災に対する危機管理が求められるこの頃ですが、当社も防災に対する重要性を認識し、日々、精進努力を惜しまず取り組んでおります。

特にお客様のニーズにお答えできるよう消防設備保守点検業務、施工業務等に誠心誠意をもってさせて頂き、お客様第一に考えた対応を目指しつつ、より安心安全な地域社会をめざし、その達成に少しでも貢献を致したいと考えております。

4) 当協会に期待すること

消防法等の改正情報等、消防設備に関連した動向などもご提供、お願いします。

消防設備業等関係者実務研修会の開催

協会会員や消防機関の職員などの実務者を対象として、予防行政の動向や消防用設備等保守業務に係る研修会を開催しました。

- ・ 日 時 平成30年11月16日（金） 13：30～16：00
- ・ 場 所 栃木県自治会館 大会議室
- ・ 講演内容 ①「最近の予防行政の動向について」
消防庁予防課 畑澤 慎吾 様
②「消防用設備等の点検報告時における留意事項について」
宇都宮市消防局予防課 谷中 康人 様
- ・ 受講者数 113名



※この研修は隔年開催で次回は平成32年度です。



平成31年度 消防設備士試験日程

	第 1 回	第 2 回
試 験 日	平成31年 9 月15日 (日)	平成32年 2 月 2 日 (日)
試 験 会 場	栃木県立宇都宮工業高等学校 (宇都宮市雀宮町52)	
種 類	甲種・乙種	
願 書 申 請 期 間	電子申請 平成31年 7 月 5 日 (金) ~ 7 月16日 (火)	電子申請 平成31年11月15日 (金) ~ 11月26日 (火)
	書面申請 平成31年 7 月 8 日 (月) ~ 7 月19日 (金)	書面申請 平成31年11月18日 (月) ~ 11月29日 (金)
合 格 発 表 予 定	平成31年10月22日 (火)	平成32年 3 月 6 日 (金)
願書等常置場所	(一財) 消防試験研究センター栃木県支部、栃木県内の消防局及び各消防本部	
願 書 受 付 場 所	(一財) 消防試験研究センター栃木県支部	

問い合わせは (一財) 消防試験研究センター栃木県支部 TEL028 (624) 1022へ

点検済表示登録新規会員紹介

★株式会社 おおの防災企画

住 所 日光市木和田島1567-188
代表取締役 大野 晴彦
表示登録会員番号 9 - 1 - 0 8 4

会 員 情 報

代表者変更 (敬称略)

- | | | |
|---|---|---------------------------------------|
| ①北斗管工株式会社
(旧) 齊藤 裕一
(新) 中村 敬生 | ②太平ビルサービス株式会社宇都宮支店
(旧) 浅見 岳史
(新) 渡辺 守 | ③宇都宮防災株式会社
(旧) 小島 延
(新) 加藤 宏章 |
| ④株式会社市川電機
(旧) 市川 明
(新) 市川 誠 | ⑤富士通栃木コンストラクション株式会社
(旧) 大内 宣明
(新) 佐藤 和博 | ⑥渡辺建設株式会社
(旧) 和知 孝道
(新) 渡辺 眞幸 |
| ⑦株式会社半田電光
(旧) 塩田 眞
(新) 金井 教郎 | ⑧有限会社小池電機工業
(旧) 小池 五男
(新) 小池 祐哉 | ⑨永山電機株式会社
(旧) 永山 清助
(新) 永山 芳宏 |
| ⑩株式会社藤興産北関東営業所
(旧) 後藤 巖
(新) 濱上 高史 | ⑪横山工業株式会社
(旧) 横山 邦男
(新) 横山 庸 | ⑫有限会社石井電機工業
(旧) 石井 正義
(新) 石井 彰一 |

代表者及び住所変更 (敬称略)

- | | |
|--------------------------------------|--|
| ⑥株式会社テクノ三和
(旧) 坂内 正明
(新) 本多 久雄 | (旧住所) 那須塩原市北赤田1583-22
(新住所) 那須塩原市北赤田1583-23 |
|--------------------------------------|--|

協会からのお知らせ

◆消防設備士法定講習の日程につきましては、例年通り10月下旬を予定しています。

平成29年度に免許を取得された方、また平成26年度に講習を受講された方が対象です。

未受講の場合は減点の対象になりますので、忘れず受講しましょう。

点数制度については下記の表を参考にして下さい。

消防設備士免状の返納命令

法第17条の7による「返納命令」のルールとして、違反点数の算定により行われる。
違反点数が**20点以上**になると「**返納命令**」で、未満で「**嚴重注意**」等となる。

(別表第1) 基準点数

No		違反行為の種別	点数	
1	17 条の3 の3 (規則31 条の4)	資格外の点検実施又は無資格者を利用しての点検の実施	6	
2	17 条の5	保有する消防設備士免状対応業務以外の業務実施(資格外の工事若しくは整備の実施又は無資格者を利用しての工事若しくは整備の実施(当該無資格者の作業に対する指導、監督が有効に行われている場合を除く。))	8	
3	17 条の10	消防設備士講習受講義務違反	5	
4	17 条の12	技術基準違反 の工事、整備 実施	a 消防用設備等の機能、効用が 著しく損なわれている場合	8
			b a 以外の場合	3
		点検基準違反 の点検実施	a 消防用設備等の機能、効用が 著しく損なわれている場合	6
			b a 以外の場合	2
		事実と異なる 点検結果の記 載	a 消防用設備等の機能、効用が 著しく損なわれているにもか かわらず、そうでない旨の記 載をした場合	6
			b a 以外の場合	2
5	17 条の13	消防設備士免状の携帯義務違反	4	
6	17 条の14	消防用設備等の設置工事着手届出義務違反(事実と異なる届出を含む。)	4	
7	21 条の2④	個別検定に合格した旨の表示(検定表示)のない 検定対象機械器具等の工事への使用禁止違反	7	
8	21 条の16の2	自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に 適合する旨の表示(自主表示)のない自主表示対 象機械器具等の工事への使用禁止違反	7	

(別表第2) 事故加算

事故の程度	点数
事故の程度が小	2
事故の程度が中	4
事故の程度が大	6

人身事故の程度	点数
軽傷(入院加療を必要としないもの)	6
中等傷(重症又は軽傷以外のもの)	8
重症(3 週間以上の入院加療を必要とするもの以上のもの)	10
死亡(48 時間以内に死亡した場合を含む)	20

運用基準

平成12年3月24日消防予第67号

◆平成31年度は消防設備点検資格者講習（資格取得）が行われます。

この講習は隔年の開催です。日時は、4 月頃ホームページに掲載致しますのでご確認下さい。

◆代表者等の変更があった場合には、必ず届出書の提出をお願いします。

会員専用ページから様式をダウンロードし、変更届書を協会まで提出して下さい。

また、点検済表示登録会員の変更につきましても、同様にダウンロード（別記様式11）し、併せて提出して下さい。

消 防 予 第 622 号

平成 30 年 11 月 2 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消 防 庁 予 防 課 長

(公 印 省 略)

消防用設備等に係る執務資料の送付について（通知）

標記の件について、別添のとおり質疑応答をとりまとめましたので、執務上の参考としてください。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

消防庁予防課設備係
担当：四維、馬場、畑澤
電話：03-5253-7523
FAX：03-5253-7533

問 1 スプリンクラー設備又は自動火災報知設備の設置が義務付けられている防火対象物において、事務作業を行うスペースを確保するため、可動式ブース（天井及び壁により囲われたブースで、防火対象物の床や壁に固定（工具等で簡単に取り外すことができるものを除く。）されておらず、人が出入りして利用するものをいう。以下同じ。）を設けることにより、当該ブース内にスプリンクラーヘッド又は感知器の設置が必要と認められる場合であっても、次に掲げる要件を満たすものについては、令第 32 条の規定を適用し、これらの設置を免除してもよい。

- (1) 可動式ブースの床面積は 3 m²以下であること。
- (2) 可動式ブースの天井及び壁は不燃材料で仕上げられていること。
- (3) 可動式ブース外部から当該ブース内で発生した火災を目視等で確認できること。
- (4) 可動式ブース内に住宅用下方放出型自動消火装置（「住宅用下方放出型自動消火装置の性能及び設置の基準について」（平成 6 年 3 月 9 日付け消防予第 53 号）に定める基準に適合するものに限る。以下同じ。）を設置することにより、当該ブース内で火災が発生しても確実に消火できることが消火実験等により確認されていること。
- (5) 当該住宅用下方放出型自動消火装置については、パッケージ型自動消火設備Ⅱ型の点検基準（該当する点検項目に限る。）に準じた点検が定期的な実施され、適切に維持管理されていること。

（答）

差し支えない。

なお、可動式ブースの設置に当たっては、以下の点に留意し、指導されたい。

ア 可動式ブースが防音設備等により、当該ブース外の音響が聞き取りにくいと認められる場合は、「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について」（平成 20 年 8 月 28 日付け消防予第 200 号）第 1.2（1）及び（2）に基づき、自動火災報知設備の地区音響装置及び非常警報設備のスピーカーの警報音と、他の警報音又は騒音を明らかに区別して聞き取ることができるように、音圧の確認等を行うこと。

イ 避難上支障とならない場所に設置すること。

問 2 放送設備の設置が義務付けられている防火対象物において、スピーカーからの水平距離が 8 メートルを超える場所に、事務作業を行うスペースを確保するため、可動式ブースを設けることにより、当該ブース内にスピーカーの増設が必要と認められる場合であっても、次に掲げる要件を満たすものについては、令第 32 条の規定を適用し、スピーカーの増設を要しないこととしてよい。

- (1) 可動式ブース内における音圧が 65 デシベル以上となることが確認できること。
- (2) 可動式ブースの床面積は 3 m²以下であること。
- (3) 可動式ブース内部から当該ブース外で発生した火災を目視等で確認できること。

(答)

お見込みのとおり。

問 3 「電磁誘導加熱式調理器」や「電気こんろ」等の電気を熱源とする設備又は器具は、改正令による改正後の令第 10 条第 1 項第 1 号ロに規定する「火を使用する設備又は器具」に含まれないと解してよい。

(答)

お見込みのとおり。

問 4 家庭用ガスコンロを飲食店等の厨房設備又は器具として使用する場合において、当該家庭用ガスコンロに組み込まれているグリルに次のいずれかの機能が設けられているときは、改正規則による改正後の規則第 5 条の 2 に規定する「防火上有効な措置」が講じられたものとして取り扱ってよい。

- (1) グリル過熱防止機能（グリル庫内やグリル受け皿の温度の過度な上昇を感知して自動的にガスの供給を停止し、火を消す機能）
- (2) グリル消し忘れ消火機能（グリルの火を消し忘れた場合でも一定時間経過後に自動的にガスの供給を停止し、火を消す機能）及び炎あふれ防止機能（グリル庫内で発火した場合でも、グリル庫内からの炎あふれを防止する機能）

(答)

お見込みのとおり。なお、グリル過熱防止機能、グリル消し忘れ消火機能及び炎あふれ防止機能の有無は、家庭用ガスコンロの取扱説明書等により確認することができると考えられる。

糸魚川市大規模火災を踏まえた火災予防のあり方について(初期消火対策)

○消防用設備等に係る執務資料の送付について(通知) (平成30年11月2日)

【問3】「電磁誘導加熱式調理器」や「電気こんろ」等の電気を熱源とする設備又は器具は、改正令による改正後の令第10条第1項第1号に規定する「火を使用する設備又は器具」に含まれないと解してよい。

(答)

お見込みのとおり。

【問4】家庭用ガスコンロを飲食店等の厨房設備又は器具として使用する場合には、当該家庭用ガスコンロに組み込まれているグリルに次のいずれかの機能が設けられているときは、改正規則による改正後の規則第5条の2に規定する「防火上有効な措置」が講じられたものとして取り扱ってよい。

(1)グリル過熱防止機能 (グリル庫内やグリル受け皿の温度の過度な上昇を感じて自動的にガスの供給を停止し、火を消す機能)

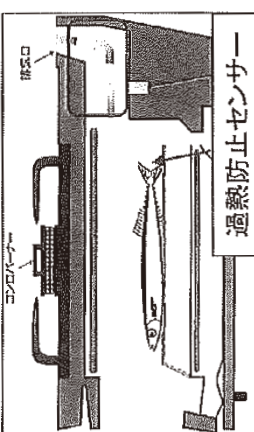
(2)グリル消し忘れ消火機能 (グリルの火を消し忘れた場合でも一定時間経過後に自動的にガスの供給を停止し、火を消す機能) 及び炎あふれ防止機能 (グリル庫内で発火した場合でも、グリル庫内からの炎あふれを防止する機能)

(答)

お見込みのとおり。なお、グリル過熱防止機能、グリル消し忘れ消火機能及び炎あふれ防止機能の有無は、家庭用ガスコンロの取扱説明書等により確認することができる。と考えられる。

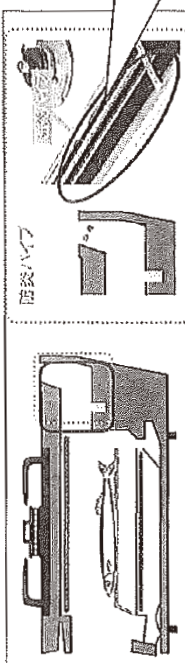
○グリル過熱防止機能

グリル庫内やグリル受け皿の温度の過度な上昇を感じて自動的にガスの供給を停止し、火を消す機能



○炎あふれ防止機能

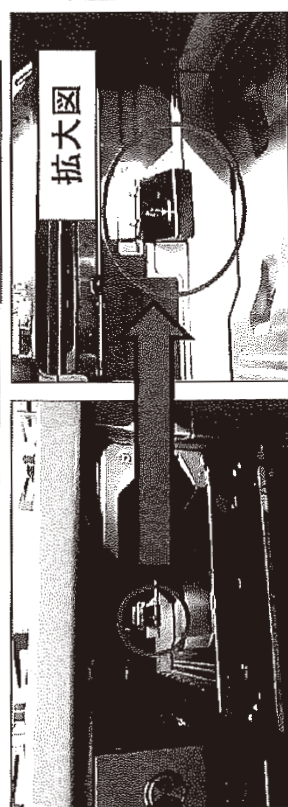
グリル庫内で発火した場合でも、グリル庫内からの炎あふれを防止する機能



防炎パイプ等の金属製部品により、炎の温度を下げる、炎あふれを防止する。

○自動消し忘れ消火機能 (目視で確認はできない)

グリルの火を消し忘れた場合でも一定時間経過後に自動的にガスの供給を停止し、火を消す機能



型式
番号

メーカー名

○取扱説明書が無い場合は、家庭用ガスコンロのメーカー・型式番号等を確認することができれば、インターネット上に公開されている当該ガスコンロの取扱説明書により機能の有無を確認する等の方法が考えられる。

緩降機は

必ず
用法を守って

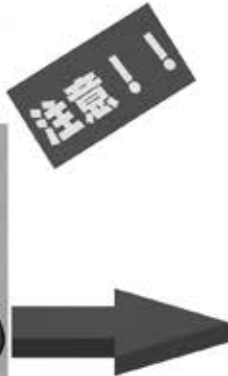
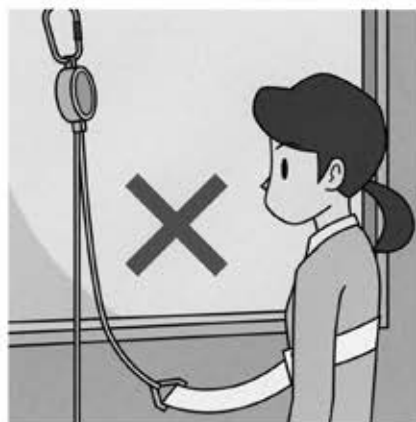
安心・安全！！

どんな避難器具でも使用方法を守らないと
使用するあなたがケガをするおそれがあります。

使用方法のチェックポイント

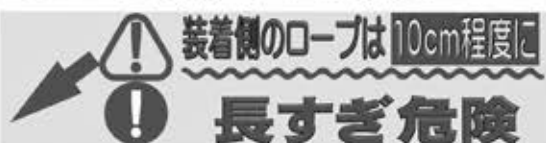


着用具側のロープをたるませたまま
降下すると……



降下時の衝撃で負傷する可能性大!!

着用具側のロープを 1m 程度たるませた状態の降下実験では、最大で自重の 7 倍の締付力が着用具にかかりました。しかし、正しい使用方法の場合は、自重以外の荷重はかからないこともわかりました。



全国避難設備工業会では、左記のような、使用時に確認できる左右一対の注意喚起ステッカーを作成しました。消防設備士・消防設備点検資格者の方は、機器の点検をされる際に、緩降機本器に貼付していただきますよう、ご協力をお願いいたします。

入手方法につきましては、全国避難設備工業会までお問い合わせください。

なお、平成 31 年 1 月 1 日以降の検定受検品につきましては、出荷される全ての製品にステッカーが貼付されます。

注意喚起ステッカーは
右のように貼付します。
貼付後は動作試験を行い
動作に支障がないことを
確認してください。



緩降機は安心・安全な避難器具です。

正しく使用しましょう!



一般社団法人
全国避難設備工業会
FIRE EQUIPMENT ASSOCIATION NIPPON

〒105-0001 東京都港区虎ノ門二丁目9番14号 発明会館ビル

TEL 03-3591-0655 FAX 03-3591-0658

なお工業会事務局は虎ノ門地区再開発のため、2018年12月に移転予定です
2018年12月以降は下記の住所となります。

〒104-0045 東京都中央区築地三丁目12番2号 築地高野ビル4階

TEL 03-6264-1065 FAX 03-6264-1068

mail info@zenkoku-hinan.or.jp

Web https://www.zenkoku-hinan.or.jp

